



電話勧誘にご注意ください！

【回答】

- ①突然、不用品買い取り業者から電話があり、ちょうど不用品を買い取ってもらいたかったため来てもらった。不用品には目も向けずに、貴金属類を安値で買い取られてしまったが、諦めるしかない。

【答え】 不正解

訪問購入（訪問買い取り）についてもクーリング・オフが適用されます。書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、無条件に商品を取り戻すことができます。（※クーリング・オフが適用されない場合もあるので注意が必要です。）

☆トラブルに巻き込まれないためには・・・

- ・事前に買い取りを承諾した物品以外を売るのはやめましょう。
- ・貴金属はむやみに見せないようにしましょう。

- ②事業者から「インターネットの通信料金が安くなる」と電話があり、なぜ安くなるのか分からなかったが、契約をした。後日、契約内容を確認すると、通信料金は安くなっておらず、オプション料金も加算されて高くなっていたが、諦めるしかない。

【答え】 不正解

工事前であれば無償解除することができます。契約書面受領日から8日以内であれば、初期契約解除制度により契約を解除できる場合があります。簡易書留など、送付した記録が残る方法で事業者へ通知を出しましょう。ただし、解除にあたり、利用した分のサービス料等は支払いが必要な場合があります。

まずは、契約前に説明を聞いても契約内容が分からない場合は、その場で判断しないことが大切です。



身に覚えのない請求や、不審な電話・メールなど、お困りの際は、鎌ヶ谷市消費生活センターにお気軽にご相談ください。

場所：鎌ヶ谷市役所2階商工振興課内

電話：047-445-1246

時間：平日（年末年始・祝日除く） 10時～12時 13時～16時